

鳥取県告示第381号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年7月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成22年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山本 賢二
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取県八頭郡若桜町赤松660
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
地域住民に対して、自然環境の保護・活用を中心に様々な事業を行い、自然環境の保全及び郷土の文化の伝承に寄与すること。